



第50回定時株主総会 招集ご通知 および事業のご報告

日時

2021年6月17日（木曜日）午後2時

場所

横浜市中区山下町3丁目1番
神奈川県民ホール（大ホール）

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）

3名選任の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付き株式付与のための報酬決定の件

目次

招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	8
事業報告	18
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39
ご優待ポイント発行に関するお知らせ	45



スマート 招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7412/>



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

【決議ご通知について】

決議ご通知は送付せず、株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.atom-corp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素よりアトムグループへ格別のご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第50回（2020年4月1日から2021年3月31日まで）定時株主総会を2021年6月17日（木）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。当社の事業概況および株主総会の議案についてご案内いたしますのでご高覧賜りますようお願い申しあげます。

尚、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」（5～7頁）の通り、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月16日（水）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、これからも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

代表取締役社長

山角 豪

企業理念



「すべてはお客様と従業員のために」

社是

- 一、我が社は、お客様に「楽しかった、おいしかった」と喜ばれる仕事をする。
- 一、我が社は、成長・繁栄の為に全力を尽くす。
- 一、我が社は、社員の幸福と生活向上に努力をする。
- 一、我が社は、創意工夫と人の和をもって前進する。
- 一、我が社は、仕事を通して社会に奉仕する。

株主各位

名古屋市千種区内山三丁目29番10号

株式会社アトム

代表取締役社長 山 角 豪

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使を頂き、株主総会当日のご来場をお控え頂きます事をご検討賜りますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、インターネット行使もしくは同封の議決権行使書用紙で議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月16日（水曜日）午後6時までに入力完了もしくは到着するようご処理くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月17日（木曜日）午後2時
2 場 所	横浜市中区山下町3丁目1番 神奈川県民ホール（大ホール） （当社は従来、株主総会を本社所在地である名古屋市で開催してまいりましたが、グループ間連携の重要性に鑑み、本株主総会より上記会場で開催することに決定いたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第50期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第50期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付き株式付与のための報酬決定の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atom-corp.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ・事業報告の株式の状況の優先株式の内容、新株予約権等の状況、会社の支配に関する基本方針、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atom-corp.co.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知および添付書類には、記載しておりません。
なお、会計監査人、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している事業報告の株式の状況の優先株式の内容、新株予約権等の状況、会社の支配に関する基本方針、業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表となります。
- ・決議ご通知は送付せず、株主総会終了後に、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atom-corp.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関するご案内

<株主様へのお願い>

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、事前にご勘案のうえ、極力、インターネット（スマートフォンでも可能）または書面の郵送により事前の議決権行使を頂き、株主総会当日のご来場はお控え頂きます事をご検討賜りますようお願い申し上げます。

なお、お手続きの方法は、お手許の招集ご通知5ページから7ページをご参照ください。

【議決権行使期限】	インターネットによる行使	2021年6月16日（水曜日）午後6時入力完了分まで
	書面の郵送による行使	2021年6月16日（水曜日）午後6時到着分まで

<ご来場される株主様へのお願い>

1. 検温のお願い

会場入口付近で検温をさせて頂き、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰り頂く場合がございます。

2. マスク着用のお願い

ご来場に際しては、マスクの着用をお願い申し上げます。マスク未着用の場合は入場制限をさせていただきます。

3. アルコール消毒液の使用のお願い

ご来場に際しては、受付前および会場入口に設置したアルコール消毒液をご利用ください。

なお、体調不良と見受けられる株主様におかれましては運営スタッフからお声がけさせて頂くことがありますので、あらかじめご了承ください。

<弊社の対応>

株主総会に出席する役員及び運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスクを着用して対応させていただきます。また、例年より所要時間を短縮しての開催とさせていただきますことをあらかじめご了承ください。株主様にはご不便をおかけ致しますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2021年6月16日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード
を読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

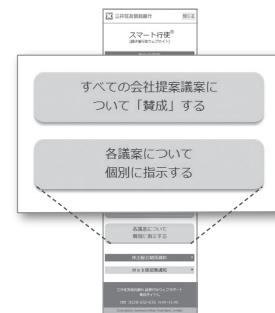


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 本店の所在地変更

当社は、外食業界における新たな価値創造と一層の事業発展をめざし、本社機能の最適化とコロナ禍グループにおける、営業・マーケティング機能、管理機能、インフラ活用等の連携強化のための環境整備の一環として、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を「愛知県名古屋市」から「神奈川県横浜市」に変更するものであります。

(2) A種優先株式の関連条項削除

当社が、2021年3月2日に公表いたしました「A種優先株式（第1回優先株式）の転換に関するお知らせ」のとおり、A種優先株式の全株式が普通株式に転換されたことに伴い、定款に規定するA種優先株式の条項を削除するものであります。

(3) その他

現行定款第2条（目的）及び第39条（剰余金の配当等の決定機関）において、条文の更新や不要となった条文の削除を行っております。

2. 変更の内容

変更内容は次の通りであります。

（下線部分は変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条（条文省略）	第2条（現行どおり）
1～3（条文省略）	1～3（現行どおり）
4. 梱包用材料、包装用品の製造および販売	（削除）
<u>5～10</u> （条文省略）	<u>4～9</u> （現行どおり）
11. 損害保険代理業務	（削除）
12. 生命保険の募集に関する業務	（削除）
13. 生命保険契約の締結の代理	（削除）
<u>14～18</u> （条文省略）	<u>10～14</u> （現行どおり）
19. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬および処分業	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
20. 廃油水処理装置の製造および販売 21～22 (条文省略) 23. レンタルビデオ店の経営および映像ソフトウェア等の販売 24～27 (条文省略)	(削除) 15～16 (現行どおり) (削除) 17～20 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。
第4条～第5条 (条文省略)	第4条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、300,000,000株とし、このうち290,999,968株は普通株式、9,000,000株はA種優先株式、32株はB種優先株式とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、300,000,000株とし、このうち299,999,978株は普通株式、22株はB種優先株式とする。
第7条(条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、普通株式およびA種優先株式について、それぞれ100株とし、B種優先株式については、1株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、普通株式については、100株とし、B種優先株式については、1株とする。
第9条～第12条 (条文省略)	第9条～第12条 (現行どおり)
第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金) 第12条の2 当社は、第40条に定める剰余金の配当金を支払うときは、A種優先株式を有する株主 (以下、A種優先株主という。) またはA種優先株式の登録株式質権者 (以下、A種優先登録質権者という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、	(削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>普通株主という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、普通登録質権者という。)に先立ち、A種優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)(以下、A種優先配当金という。)を支払う。</p> <p>A種優先配当金=200円×2%</p> <p>② 当社は、第40条に定める金銭の分配を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の高金銭(以下、A種優先中間配当金という。)を支払う。</p> <p>③ A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項のA種優先配当金の支払いは、A種優先中間配当金を控除した額による。</p>	(削除)
<p>(累積条項) 第12条の3</p> <p>ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額がA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下、累積未払A種優先配当金という)については、A種優先配当金または普通株主若しくは普通登録質権者に対する剰余金の配当金に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録質権者に支払う。</p>	(削除)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

現 行 定 款	変 更 案
<p>(非参加条項) 第12条の4</p> <p>A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当はしない。</p>	(削除)
<p>(残余財産の分配) 第12条の5</p> <p>当会社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき200円及び累積未払A種優先配当金相当額を支払う。</p> <p>② A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>	(削除)
<p>(議決権) 第12条の6</p> <p>A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>	(削除)
<p>(買受け等) 第12条の7</p> <p>当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別にA種優先株式のみを買受けすることができる。</p> <p>② A種優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、旧商法第210条第7項の請求をなし得ず、A種優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。</p>	(削除)
<p>(株式の併合または分割) 第12条の8</p> <p>当会社は、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主による消却又は買受けの請求) 第12条の9</p> <p>A種優先株主は、平成17年11月1日以降いつでも、A種優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在における累積未払A種優先配当金相当額及び日割未払A種優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、旧商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。</p> <p>② 日割未払A種優先配当金相当額は、買取りがなされる事業年度に係るA種優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する事業年度の初日から買取りの効力発生日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。</p> <p>③ 買取請求は、買取りの効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能剰余金の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能剰余金から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する事業年度において既に買取りが実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下、限度額という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(転換予約権) 第12条の10</p> <p>A種優先株主は、A種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求できる期間中、当該決議で定める転換の条件によりその有するA種優先株式の</p>	<p>(削除)</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

現 行 定 款	変 更 案
当会社の普通株式への転換を請求することができる。	
(A種優先配当金の除斥期間) 第12条の11 第41条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金についてこれを準用する。	(削除)
第2章の <u>3</u> B種優先株式	第2章の <u>2</u> B種優先株式
第12条の <u>12</u> ～第12条の <u>22</u> (条文省略)	第12条の <u>2</u> ～第12条の <u>12</u> (現行どおり)
第13条～第38条 (条文省略)	第13条～第38条 (現行どおり)
(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、取締役会の決議により、法令の定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。 ② 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。	(剰余金の配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。 (削除)
第40条～第41条 (条文省略)	第40条～第41条 (現行どおり)
(新設)	附則 第3条の変更は、2021年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）が任期満了となります。つきましては、取締役3名の再任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の指名報酬諮問委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1 再任	やまかどつよし 山角豪 (1978年8月23日生)	2000年5月 (株)すかいらく（現(株)すかいらくホールディングス）入社 2015年6月 同社店舗開発政策グループディレクター 2017年5月 ニラックス(株) 取締役 2018年1月 (株)ダイナミクス入社 CSO（経営企画室長） 2018年6月 (株)シュゼット入社 外販営業部長兼カサネオ営業部長 2020年5月 当社入社 顧問 2020年6月 当社代表取締役社長（現任）	普通株式 1,000株
2 再任	はるなひでき 春名秀樹 (1970年8月11日生)	1993年4月 (株)日阪製作所入社 2003年12月 帝人(株) 2016年9月 (株)ミスミグループ入社 ファイナンスディレクター 2017年3月 ゼビオ(株)入社 ゼビオコーポレート(株)執行役員 2017年9月 會津アクティバートアソシエーション(株)取締役 2018年7月 ゼビオコーポレート(株)副社長執行役員 2019年6月 当社管理本部執行役員 管理本部長 2020年6月 当社取締役管理本部長（現任）	普通株式 一株
3 再任	おおばりょうじ 大場良二 (1975年4月14日生)	1999年3月 (株)レックス・ホールディングス（現(株)レインズインターナショナル）入社 2004年4月 同社情報システム部部长 2009年9月 同社ファシリティマネジメント部部长兼務 2013年1月 (株)レインズインターナショナル総務IT総括部部长 2014年8月 同社事業支援本部部部长 2015年4月 同社取締役（現任） 2016年12月 (株)フレッシュネス常務取締役（現任） 2019年4月 (株)コロナイド執行役員（現任） 2019年6月 カップ・クリエイト(株)取締役 2020年6月 当社取締役（現任）	普通株式 一株

(注) 1. 候補者大場良二氏は、現在当社の親会社であります株式会社コロナイドの業務執行者であります。同氏の現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載の通りであります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付き株式付与のための報酬決定の件

1. 本制度導入の目的

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年6月16日開催の第45回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、優秀な経営人材を確保し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することと致したいと存じます。

2. 本制度の内容

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定致します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結することを条件と致します。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第50回事業報告書30頁をご参照ください）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役に対して、各選任後その任期満了までの期間（以下「役務提供期間」という）にかかる職務の対価として、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）が付与され、対象取締役は、本割当株式の付与日から当社又は当社の属するグループ会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任又は退職した時点までの間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができない（以下「譲渡制限」という）。

(2) 無償取得

当社は、本割当株式の付与を受けた対象取締役が、役職員等の地位を退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由（以下「正当理由」という）があるときを除き、本割当株式の全てを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、本割当株式の付与を受けた対象取締役が、正当理由により役職員等の地位を退任又は退職したことを条件として、本割当株式の全てについて、当該退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が役務提供期間中に取締役の地位を離れた場合には、当該役務提供期間にかかる本割当株式については、譲渡制限を解除する株式数及びその解除時期を必要に応じて合理的に調整することができる。この場合、当社は譲渡制限が解除されなかった本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は譲渡制限が解除されなかった本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

ご参考：取締役会スキルマトリックス

第2号議案が承認された場合、及び当年度監査等委員の各役員が有する主なスキル・専門性は以下のとおりです。それぞれの専門性の発揮と全体としてのバランスをとることで、取締役会・監査等委員会の多様性を確保するとともに、様々なビジネス環境の変化に柔軟に対応できる体制をとっています。

	氏名／地位・担当	属性		専門性						
		●男性 ★女性	独立性	企業経営	外食 ビジネス	・国際性 ・多様性	・財務 ・会計	リスク マネジメント	マーケティング	・デジタル ・テクノロジー
1	山 角 豪 代表取締役社長	●		●	●			●	●	●
2	春 名 秀 樹 取締役管理本部長	●		●		●	●			●
3	大 場 良 二 取締役	●		●	●					●
4	太 田 一 義 取締役（監査等委員）	●		●	●		●			
5	才 門 麻 子 社外 取締役（監査等委員）	★	●	●		●			●	
6	小 川 高 正 社外 取締役（監査等委員）	●	●	●				●		

注) 上記は、各人の有するすべてのスキル・専門性・その他の知見や素養を表しているものではありません。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における連結業績は、売上高は321億85百万円（前期比35.2%減）、営業損失は12億71百万円（前連結会計年度は11億2百万円の営業利益）、経常損失は12億54百万円（前連結会計年度は11億83百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は18億13百万円（前連結会計年度は22億15百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当連結会計年度において新規出店を1店舗、大規模修繕を1店舗行い、不採算店36店舗、契約終了により2店舗及びFC契約終了により2店舗を閉鎖し、また、営業店舗の譲受により1店舗増加しましたため、当連結会計年度末の店舗数は367店舗（直営店356店舗、FC店11店舗）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(i) レストラン事業

レストラン事業につきましては、新店1店舗（「ステーキ宮」1店舗）、大規模修繕を1店舗（「徳兵衛」1店舗）、不採算店16店舗（「ステーキ宮」8店舗、「徳兵衛」3店舗、「カルビ大将」2店舗、「かつ時」2店舗、「ラパウザ」1店舗）及び賃借契約終了により2店舗（「徳兵衛」1店舗、「カルビ大将」1店舗）の閉鎖を行い、また、営業店舗の譲受により1店舗増加しましたため、当連結会計年度末の店舗数は245店舗となりました。

以上の結果、レストラン事業の当連結会計年度の売上高は、264億20百万円（前期比23.3%減）となりました。

(ii) 居酒屋事業

居酒屋事業につきましては、不採算店17店舗（「甘太郎」2店舗、「いろはにほへと」3店舗、「寧々家」5店舗、「暖や」5店舗、「NIJYU-MARU」2店舗）の閉鎖を行い、当連結会計年度末の店舗数は83店舗となりました。

以上の結果、居酒屋事業の当連結会計年度の売上高は、38億61百万円（前期比67.8%減）となりました。

(iii) カラオケ事業

カラオケ事業につきましては、不採算店3店舗（「時遊館」3店舗）の閉鎖を行い、当連結会計年度末の店舗数は28店舗となりました。

以上の結果、カラオケ事業の当連結会計年度の売上高は、10億21百万円（前期比57.7%減）となりました。

(iv) たれ事業

たれ事業の当連結会計年度の売上高は、6億67百万円（前期比12.4%増）となりました。

(v) その他の事業

その他の事業につきましては、F C契約終了により2店舗（「徳兵衛」1店舗、「カルビ大将」1店舗）の閉鎖を行い、当連結会計年度末の店舗数はF C店11店舗となりました。

その他の事業の当連結会計年度の売上高は、2億15百万円（前期比9.3%減）となりました。

セグメント別売上高は次表のとおりであります。

（単位：百万円）

セグメント	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額	構成比	金額	構成比
レストラン事業	34,433	69.3%	26,420	82.1%
居酒屋事業	12,007	24.2	3,861	12.0
カラオケ事業	2,417	4.9	1,021	3.2
たれ事業	593	1.2	667	2.1
その他の事業	237	0.4	215	0.6
合計	49,689	100.0	32,185	100.0

次期（2022年3月期）の見通しにつきましては、国内においてもワクチン接種が始まったとはいえ、新型コロナウイルス禍は変異株の拡大によって終息時期が見通せない状態が続いております。緊急事態宣言に準ずる「まん延防止等重点措置」の効果も捗々しくないことから、三度目の緊急事態宣言が発出される事態に至り、消費活動の本格的な回復は第3四半期以降になるものと予想されます。

しかしながら、当社におきましては、既に不採算店舗等を閉鎖したことにより収益性が大幅に改善したことに加え、コスト面では費用対効果の精査に努め、損益分岐点を2020年3月期に対し16%改善させており、さらに休業や短時営業に対する政府の「協力金」等の支援体制の充実による収益面の下支えも行われております。これらを踏まえると2022年3月期第1四半期は「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」によって売上高の回復には遅れが生じるものの、収益性の改善や上述の「協力金」等の効果もあることから、業績の落ち込みは前年ほどには至らないものと見込まれます。更にワクチン接種効果が出てくると期待される第3四半期以降には業績は回復基調に入るものと想定しております。

尚、当社では長期に亘る持続的な成長を目指し、E S G（環境、社会、ガバナンス）への取り組みに注力しております。具体的には店舗照明のL E D化や生分解性ストローへの切り替え、育児休業制度の整備や女性管理職比率20%超への引き上げ、社外取締役の1/3以上の維持や指名報酬諮問委員会の設置等へ取り組んでおり、持続的成長を推進できる企業体質に進化することを当社経営の重要課題に位置付けております。また至極当然ではありますが当社といたしましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に備え、お客様と従業員の安全・安心の確保を最優先とし、さらなる市場の変化への対応に努めて参ります。

このような状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症の終息時期や景気回復動向が不透明であることなどの不確実要素が多いため、現時点では配当予想は未定とし、今後、開示が可能になった時点で速やかに公表いたします。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の主なものは修繕および改装で、設備投資総額は4億56百万円となりました。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度に運用資金として20億円（4月）、2.5億円（6月）、14.5億円（7月）の借入を実施しております。当連結会計年度末残高は（8）主要な借入先の状況をご参照ください。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	2017年度 (第47期)	2018年度 (第48期)	2019年度 (第49期)	2020年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	53,209	51,934	49,689	32,185
経 常 利 益 (又 は) 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,368	1,630	1,183	△1,254
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	814	△362	△2,215	△1,813
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	4.05	△2.35	△12.41	△9.99
総 資 産 (百万円)	32,194	29,453	26,306	24,639
純 資 産 (百万円)	16,209	15,385	12,756	10,517

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	2017年度 (第47期)	2018年度 (第48期)	2019年度 (第49期)	2020年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	48,146	47,151	45,441	32,170
経 常 利 益 (又 は) 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,282	1,680	1,477	△1,328
当 期 純 利 益 (又 は) 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	1,026	△48	△3,532	△1,856
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	5.20	△0.64	△19.56	△10.22
総 資 産 (百万円)	31,802	29,538	25,915	24,187
純 資 産 (百万円)	16,828	16,318	12,373	10,090

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社株式の議決権比率	主要な事業
株式会社コロワイド	18,530百万円	41.2 %	飲食業

株式会社コロワイドは、当社の普通株式7,954万株（議決権比率41.2%）を保有しており、当社の親会社であります。

株式会社コロワイドはコロワイドグループの中核会社であり、同グループは直営飲食店チェーン、FC事業の多店舗展開、カラオケハウスチェーン、各種食料品および製造・加工品等の提供等の事業を営んでおり、当社は直営飲食店チェーン事業、FC事業の多店舗展開事業、カラオケハウスチェーン事業の一部を担当しております。当社の事業は同グループの主力事業と重複しており、相互協力体制にあります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業
株式会社エムワイフーズ	90百万円	100.0 %	宮のたれ製造・販売

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「すべてはお客様と従業員のために」を企業理念に掲げ、事業活動を推進しております。それぞれの地域の皆様に選ばれる店舗づくりを実現するために、従業員一丸となって顧客のニーズに対応し、柔軟かつ筋肉質な企業体制を整備し、競争力を向上させる必要があると認識し、企業価値向上に向けた取り組みを推進してまいります。

当社グループの経営環境は、人口減少や少子高齢化による市場縮小という従前からの課題に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一定期間継続することにより、厳しい環境が続くものと想定されます。一方で、コロナ禍における消費者のライフスタイルの変化によるテイクアウト・デリバリーの利用機会の増加や、寿司・焼肉・ステーキをはじめとした専門店業態へのニーズの高まり等、新しい需要も生まれております。

このような状況の中、当社グループといたしましては新型コロナウイルス感染症拡大防止に備え、お客様と従業員の安全・安心の確保を最優先とした上で、顧客や従業員満足度を継続して高めることによる集客力の向上、事業構造改革によるコスト競争力の強化を軸とした、柔軟かつ筋肉質な企業体制への転換を目標としております。この目標達成のために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

従前より実施しております従業員全員の衛生管理（手洗い、うがい、検温、体調確認、マスク着用）を継続し、体調不良者は勤務させないよう徹底してまいります。お客様ならびに従業員、そのご家族への安全・安心を第一に感染症拡大防止に取り組んでまいります。

② 人材の確保・育成

当社グループは、飲食事業を中心としており、飲食店舗の運営のためには人材の確保と運営能力向上が重要な課題となります。

新卒・中途・地域限定正社員およびパートナー（パート・アルバイト）の採用を継続的に行ってまいります。また、性別・年代・国籍等に関わらず、多様性や活力のある組織を構築し、従業員の教育・研修の強化を図り、お客様に「楽しかった、おいしかった」と喜ばれる従業員の育成に取り組んでまいります。

③ 安全・安心な商品の開発提供

食の安全が重視される中、お客様に安全・安心な料理を提供することは飲食事業の継続にとって重要な課題となります。

当社グループとしましては、産地、加工工程、添加物などの食材の情報の確保、仕入から提供までの衛生管理の強化に取り組んでまいります。

④ 既存店の業績回復と新規出店

顧客ニーズへの対応による既存店の業績回復に最優先に取り組みながら、投資効率等を考慮した新規出店も継続的に検討してまいります。

⑤ 働き方改革の推進による生産性の向上

業務のDX化の推進および従業員の新しい働き方の仕組みの導入、人材育成の推進を通じた社員の意識改革等により、生産性の向上を推進してまいります。

⑥ サステナビリティ、受動喫煙等環境への取り組み

サステナブルな社会を実現するために、企業活動を通じてCO2の削減、受動喫煙防止、自然災害等への危機管理、地域経済の活性化等の社会課題の解決、SDGsへの貢献に取り組みます。また、従業員の健康管理と社内コミュニケーションの強化を図り、組織の活力を高めることにより企業価値向上に向けた取り組みを推進してまいります。

⑦ コーポレートガバナンスコードが求める投資家との対話の充実

当社グループの経営方針や持続的な成長と企業価値向上に資する事業戦略、対処すべき課題等について対話機会の充実に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、直営・FC飲食チェーン(カラオケ店含む)の経営を主要事業としております。
レストラン事業の「ラパウザ」、居酒屋事業の「NIJYU-MARU」は2020年度において閉店
したため表記から除外しました。

セグメント	ブランド	業態
レストラン事業	ステーキ宮	ステーキ・ハンバーグ
	にぎり徳兵衛	すし
	カルビ大将	焼肉
	味のگانこ炎・گانこ亭	焼肉
	かつ時	とんかつ
	海鮮アトム	すし
	廻転すし海へ	すし
居酒屋事業	和牛ステーキ桜	ステーキ・ハンバーグ
	いろはにほへと	居酒屋
	寧々家	居酒屋
	暖や	居酒屋
	やきとりセンター	居酒屋
	ぎんぶた	居酒屋
カラオケ事業	甘太郎	居酒屋
	時遊館	カラオケ
たれ事業	宮のたれ	製造・販売

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

- | | |
|----------|------------------|
| ① 本店 | 愛知県名古屋市千種区 |
| ② 横浜事務所 | 神奈川県横浜市西区 |
| ③ 仙台事務所 | 宮城県仙台市青葉区 |
| ④ 上三川事務所 | 栃木県河内郡上三川町 |
| ⑤ 店舗 | 直営356店舗 F C 11店舗 |

地	域	直 営 店 舗 数	F C 店 舗 数	合 計
青	森 県	9店	—	9店
岩	手 県	15店	—	15店
宮	城 県	26店	—	26店
秋	田 県	10店	—	10店
山	形 県	11店	—	11店
福	島 県	23店	—	23店
茨	城 県	27店	—	27店
栃	木 県	26店	—	26店
群	馬 県	8店	—	8店
埼	玉 県	7店	—	7店
千	葉 県	7店	—	7店
東	京 都	3店	—	3店
神	奈 川 県	1店	—	1店
新	潟 県	10店	—	10店
富	山 県	4店	—	4店
石	川 県	5店	—	5店
福	井 県	21店	1店	22店
山	梨 県	4店	—	4店
長	野 県	15店	—	15店
岐	阜 県	26店	3店	29店
静	岡 県	11店	—	14店
愛	知 県	58店	6店	74店
三	重 県	8店	1店	9店
滋	賀 県	5店	—	6店
京	都 府	3店	—	4店
大	阪 府	4店	—	6店
兵	庫 県	4店	—	4店
奈	良 県	1店	—	2店
山	口 県	1店	—	1店
福	岡 県	1店	—	1店
熊	本 県	1店	—	1店
宮	崎 県	1店	—	1店
合	計	356店	11店	367店

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レストラン事業	557 (1,636) 名	4名増 (424名減)
居酒屋事業	148 (319) 名	47名減 (338名減)
カラオケ事業	46 (90) 名	7名減 (58名減)
たれ事業	8 (7) 名	2名減 (-)
全社	149 (5) 名	54名減 (1名減)
合計	908 (2,057) 名	106名減 (821名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数には契約社員および嘱託社員が含まれております。
3. 全社と記載されている使用人数は、店舗勤務以外に属している人数であります。

また、企業集団の使用人数の男女別の内訳は次のとおりです。

男女区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
男性	733名	70名減
女性	175名	36名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
900 (2,050) 名	104名減 (821名減)	41.8歳	9.8年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数には契約社員および嘱託社員が含まれております。
3. 平均年齢および平均勤続年数は正社員のみを平均値を記載しております。

また、当社の使用人数の男女別の内訳は次のとおりです。

男女区分	使用人数	前事業年度末比増減
男性	730名	68名減
女性	170名	36名減

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 足 利 銀 行	1,045百万円
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	870
株 式 会 社 北 陸 銀 行	786
株 式 会 社 東 和 銀 行	699
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	309

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

<普通株式>

- (1) 発行可能株式総数 290,999,968株
(2) 発行済株式の総数 193,559,297株
(3) 株主数 191,347名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)					合計	持株比率 (%)
	普通株式	第1回 優先株式	第2回 優先株式	第3回 優先株式	第4回 優先株式		
株式会社コロワイド	79,544,166	—	5	5	10	79,544,186	41.20
J P モルガン証券株式会社	1,167,200	—	—	—	—	1,167,200	0.60
J P MORGAN CHASE BANK 385781	610,172	—	—	—	—	610,172	0.32
株式会社足利銀行	500,988	—	—	—	—	500,988	0.26
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	465,800	—	—	—	—	465,800	0.24
J P MORGAN CHASE BANK 385765	390,077	—	—	—	—	390,077	0.20
井上ヒロ子	347,138	—	—	—	—	347,138	0.18
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	343,810	—	—	—	—	343,810	0.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	329,385	—	—	—	—	329,385	0.17
SIX SIS FOR SWISS NATIONAL BANK	251,100	—	—	—	—	251,100	0.13

- (注) 1. 当社は、自己株式を472,165株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (472,165株) を控除して計算しております。
3. 2021年3月2日付けの第1回優先株式の転換に伴い、普通株式における発行済株式の総数は、前期末 (184,559,297株) に比べ9,000,000株増加しております。

<優先株式>

I 第1回優先株式

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 0株 |
| (3) 株主数 | 0名 |
| (4) 株主名 | (該当なし) |

II 第2回優先株式

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

III 第3回優先株式

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 7株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド |

IV 第4回優先株式

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 18株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 12株 |
| (3) 株主数 | 2名 |
| (4) 株主名 | 株式会社コロワイド
株式会社東和銀行 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山角 豪	
取締役	春名 秀樹	管理本部長
取締役	大場 良二	株式会社コロナイド執行役員 株式会社レインズインターナショナル取締役
取締役（監査等委員・常勤）（注2）	太田 一義	
取締役（監査等委員）（注1、3）	才門 麻子	株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセ代表取締役 カッパ・クリエイティブ株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）（注1、3）	小川 高正	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）才門麻子氏および小川高正氏は社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために太田一義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役に支払った報酬等の総額

① 取締役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (-)	41百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	19 (8)
合 計 （うち社外取締役）	9 (2)	60 (8)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月16日開催の第45回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 取締役の報酬等の額には、2020年6月25日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の在任中の報酬等の額が含まれております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年3月17日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は、以下の(イ)に記載のとおりです。

イ) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させるとともに、部分的に業績連動報酬等を導入し、一定のインセンティブ報酬を支給することで、業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等としての賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ii. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i) 個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、これらを総合的に勘案し、社外取締役を半数以上とする3名以上の取締役で構成される「指名報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(iv)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(ii) 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため及び持続的かつ確実な財務的価値向上のため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績などを踏まえて「指名報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度などを勘案して、「指名報酬諮問委員会」での答申を得たうえで、下記(iv)のとおり、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。

なお、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

(iii) 取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

業績連動報酬等は、基本報酬額を基準として、「指名報酬諮問委員会」で定めた比率の範囲内とするため、基本報酬と業績連動報酬等の割合はその範囲内で変動する。

- (iv) 個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、委任を受ける者、委任する権限の内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容の決定について委任を受け、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分とする。

なお、代表取締役は、その権限を適切に行使するため、個人別の報酬等の額について「指名報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

- (注) 当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、2021年6月17日開催の第50回定時株主総会における第3号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを条件として、株主との価値共有を一層促進し、中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブとして機能する報酬体系とすべく株式報酬制度を導入することを決議しております。これに伴い、上記決定方針を変更する予定です。

- ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会により委任された代表取締役は、後記③のとおり、当該答申内容を踏まえて各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績、貢献度などを踏まえた賞与の評価配分を決定しており、当該決定内容に関して、決定方針に沿う内容であることを社外取締役において確認していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記(イ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月25日開催の取締役会にて代表取締役に取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績、貢献度などを踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断しているためです。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、「指名報酬諮問委員会」に原案を諮問し、答申を得ており、代表取締役は、当該答申内容を踏まえて、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績、貢献度などを踏まえた賞与の評価配分を決定しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額（最低責任限度額）のいずれか高い額としております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）才門麻子氏は、株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセの代表取締役およびカップ・クリエイト株式会社の社外取締役であります。カップ・クリエイト株式会社は当社の親会社である株式会社コロワイドの子会社であります。当社と株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセとの間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）小川高正氏は、当社以外の顧問契約はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 才門麻子	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。 経営者としての知見を踏まえ、店舗運営やマーケティングの豊富な経験と専門的な知識から指導、助言を仰ぐため、社外取締役として選任しております。また、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員に指定しております。
取締役（監査等委員） 小川高正	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、主に経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。 経営者としての知見を踏まえ、店舗運営等の豊富な経験と専門的な知識から指導、助言を仰ぐため、社外取締役として選任しております。また、当社との特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため、独立役員に指定しております。

- (注) 1 親会社又はその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬等の額
取締役（監査等委員）が、当事業年度の在任期間中において、当社の親会社又はその子会社（当社を除く）から役員として受けた報酬額の総額は2百万円であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ

(注) 当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は、2020年6月25日開催の第49回定時株主総会締結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社において、2021年3月2日に、株式会社コロワイドによるアトム株式の売出しにつき取締役会で決議しております。本売出しに係る書簡の作成について当社と会計監査人有限責任監査法人 トーマツは業務契約を締結しており、その報酬として3百万円を支払っております。なお、上記、「当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額」52百万円に含んでおります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人 トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、30百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして認識しており、今後の事業展開等を総合的に勘案した上で、利益配分に関する基本方針及び当期の配分について決定することとしております。また、市場から調達した資本は株主の皆様から負託されたものと考えておりますが、当期におきましては最終損失となったことから、長期にわたり安定して株主の皆様へ配当を実施するという基本方針にもとづき、当期の普通株式の期末配当金につきましては、1株当たり2円とさせていただきます。

なお、次期の配当については、新型コロナウイルス感染症の終息時期や景気回復動向が不透明であることなどの不確実要素が多く、現時点では配当予想は未定とさせていただきます。

招集
ご通知

株主
総会参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

ご参考

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,952	流 動 負 債	7,871
現金及び預金	5,322	買掛金	2,086
売掛金	1,287	1年内返済予定の長期借入金	1,757
商品	2	リース債務	508
原材料及び貯蔵品	267	未払金	1,823
未収入金	660	未払法人税等	146
その他	412	未払消費税等	188
固 定 資 産	16,686	1年内資産除去債務	339
有 形 固 定 資 産	9,412	販売促進引当金	692
建物及び構築物	5,953	賞与引当金	111
土地	2,397	店舗閉鎖損失引当金	44
工具、器具及び備品	232	災害損失引当金	15
リース資産	816	その他	158
その他	12	固 定 負 債	6,250
無 形 固 定 資 産	81	長期借入金	4,084
ソフトウェア	12	リース債務	797
その他	68	資産除去債務	1,316
投 資 そ の 他 の 資 産	7,193	その他	51
投資有価証券	291	負 債 合 計	14,122
敷金及び保証金	4,456	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	2,365	株 主 資 本	10,513
その他	105	資本金	100
貸倒引当金	△26	資本剰余金	11,089
資 産 合 計	24,639	利益剰余金	△485
		自己株式	△191
		その他の包括利益累計額	3
		その他有価証券評価差額金	3
		純 資 産 合 計	10,517
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,639

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	32,185
売上原価	11,101
売上総利益	21,084
販売費及び一般管理費	22,355
営業損	1,271
営業外収益	
受取利息及び配当金	18
不動産賃貸料	119
協賛金収入	1
その他	75
営業外費用	
支払利息	70
不動産賃貸原価	95
その他	32
経常損失	1,254
特別利益	
固定資産売却益	0
受取補償金	152
協力金収入	579
助成金収入	230
その他	1
特別損失	
固定資産除却損	63
減損損失	1,159
店舗閉鎖損失引当金繰入額	44
臨時休業等による損失	475
その他	54
税金等調整前当期純損失	2,088
法人税、住民税及び事業税	156
法人税等調整額	△432
当期純損失	1,813
親会社株主に帰属する当期純損失	1,813

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

参考

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,445	流 動 負 債	7,846
現 金 及 び 預 金	4,843	買 掛 金	2,108
売 掛 金	1,279	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,757
商 品	1	リ ー ス 債 務	508
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	249	未 払 配 当 金	1,797
未 収 入 金	660	未 払 法 人 費 用	4
前 払 費 用	402	未 払 消 費 税 等	18
そ の 他	9	未 払 消 費 税	125
固 定 資 産	16,742	前 受 り	185
有 形 固 定 資 産	9,380	預 受 取 金	3
建 物	5,486	前 受 取 益	34
構 築 物	458	1 年 内 資 産 除 去 債 務	101
工 具 、 器 具 及 び 備 品	220	販 売 促 進 引 当 金	339
土 地	2,397	販 売 促 進 引 当 金	692
リ ー ス 資 産	816	賞 与 引 当 金	110
無 形 固 定 資 産	81	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	44
借 地 権	51	災 害 損 失 引 当 金	15
ソ フ ト ウ エ ア	12	固 定 負 債	6,250
そ の 他	16	長 期 借 入 金	4,084
投 資 そ の 他 の 資 産	7,281	リ ー ス 債 務	797
投 資 有 価 証 券	291	長 期 未 払 証 金	1
関 係 会 社 株 式	90	預 資 産 除 去 債 務	49
長 期 前 払 費 用	63	負 債 合 計	14,097
敷 金 及 び 保 証 金	4,456	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	2,363	株 主 資 本	10,086
そ の 他	42	資 本 金	100
貸 倒 引 当 金	△26	資 本 剰 余 金	11,089
資 産 合 計	24,187	資 本 準 備 金	1,400
		そ の 他 資 本 剰 余 金	9,689
		利 益 剰 余 金	△912
		利 益 準 備 金	128
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,040
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,040
		自 己 株 式	△191
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3
		純 資 産 合 計	10,090
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,187

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	32,170
売上原価	11,196
売上総利益	20,973
販売費及び一般管理費	22,338
営業損失	1,364
営業外収益	
受取利息及び配当金	36
不動産賃貸料	119
協賛金収入	0
その他	77
営業外費用	
支払利息	70
不動産賃貸原価	95
その他	32
経常損失	1,328
特別利益	
受取補償金収入	152
協力金収入	579
助成金収入	230
その他	0
特別損失	
固定資産除却損	63
減損損失	1,159
店舗閉鎖損失引当金繰入額	44
臨時休業等による損失	475
その他	54
税引前当期純損失	1,798
法人税、住民税及び事業税	124
法人税等調整額	△431
当期純損失	△306
	1,856

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社 ア ト ム
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津	田	英	嗣	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井	出	正	弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	道	之	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アトムの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アトム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社 ア ト ム
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津 田 英 嗣	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 出 正 弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本 道 之	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アトムの2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社アトム 監査等委員会

常勤監査等委員 太 田 一 義 ㊟

監 査 等 委 員 才 門 麻 子 ㊟

監 査 等 委 員 小 川 高 正 ㊟

(注) 監査等委員才門麻子及び小川高正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

－メモ－

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

参考

株主優待のご案内

株主優待の内容

100株以上ご所有の株主の皆様は株主様ご優待カードを進呈



9月末・3月末の割当基準日にご所有の株数に応じてご優待ポイントを進呈

9月末割当基準日にご所有の方 12月に発行

3月末割当基準日にご所有の方 6月に発行

1回の発行につき

100株～500株未満 2,000ポイント

500株～1,000株未満 10,000ポイント

1,000株以上一律 20,000ポイント

※1ポイント1円相当

ご優待ポイントの有効期限

6月発行ポイント 翌年6月末日

12月発行ポイント 翌年12月末日

- ご優待ポイントは、当社グループの対象店舗、あるいは株主様ご優待商品等にご利用いただけます。
- ご優待商品の詳細につきましては、当社ホームページおよび同封の「株主様ご優待商品申込書」をご確認ください。

ご優待ポイント発行に関するお知らせ

2021年3月末日確定株主様のご優待ポイント発行日

2021年6月24日

※ご利用中の株主様ご優待カードへポイントを追加させていただきます。

新規の株主様および2020年9月末基準日に当社単元株式を保有されていなかった株主様につきましては、2021年6月24日に別郵便にて株主様ご優待カードをお送りさせていただきます。

ご優待カードの再発行およびご優待ポイントのお問い合わせ
コロナイドグループ株主様ご優待ポイントサービスセンター

☎ 0570-03-0312

☎ 045-228-9671

ホームページのご案内

当社では、企業情報、お店情報、求人情報等に関する最新のインフォメーションを、下記インターネットのホームページ上でご提供しております。

<https://www.atom-corp.co.jp/>

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 そのほか必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
公告方法	当社の公告方法は電子公告としております。
公告掲載のホームページアドレス	https://www.pronexus.co.jp/koukoku/7412/7412.html
株主名簿管理人 および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031
(インターネットホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
株式に関する住所変更、配当金等のお届出および照会について	株主様のお取引口座がある証券会社にお届出・照会ください。 なお、証券会社とのお取引がなく、特別口座で株式をご所有の株主様は、三井住友信託銀行株式会社にお届出・照会ください。
支払期間経過後の配当金について	三井住友信託銀行株式会社へお申出ください。
『マイナンバー制度』について	マイナンバーの利用範囲には株式の税務関係手続きも含まれます。株主様はお取引の証券会社等へマイナンバーをお届出ください。 【マイナンバーのお届出に関するお問い合わせ先】 株主様のお取引口座がある証券会社にお問い合わせください。 なお、証券会社とのお取引がなく、特別口座で株式をご所有の株主様は、三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

ご参考

株主総会会場ご案内図

会場

横浜市中区山下町3丁目1番
神奈川県民ホール（大ホール）

交通

みなとみらい線「日本大通り駅」（3番出口より徒歩6分）

開催場所が前年と異なっておりますので、ご来場の際は、下図をご参照
いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。